

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 3 月 29 日 (金) 第 502 号 の 24



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

訓 令

○地域振興局及び支庁事務処理規程の一部を改正する訓令 (※) (人事課取扱い) 1

訓 令

鹿 児 島 県 訓 令 第 4 号

地域振興局及び支庁事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 3 月 29 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

地域振興局及び支庁事務処理規程の一部を改正する訓令

地域振興局及び支庁事務処理規程 (平成19年鹿 児 島 県 訓 令 第 18 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 する。

別表第 1 の 8 の 項 を 次 の よう に 改 め る。

8 文書等の取扱いに関する事務 この項中鹿 児 島 県 公 文 書 管 理 規 程 (令 和 6 年 鹿 児 島 県 訓 令 第 2 号) を 「 公 文 書 規 程 」 , 鹿 児 島 県 公 印 規 程 (昭 和 27 年 鹿 児 島 県 訓 令 甲 第 8 号) を 「 公 印 規 程 」 と いう。	(1) 告示・公告例文の協議, 変更協議及び抹消協議 (公文書規程17②④)	振興局			○		○	所長	
	(2) 関係者以外の者に対する公文書の閲覧若しくは謄写又は公文書を謄写したものの交付についての承認 (公文書規程40②)	振興局			○		○	所長	
	(3) 分類基準表及び電磁的記録管理表の作成 (公文書規程41②)	振興局			○		○	所長	
	(4) 保存文書の破損又は紛失の届出 (公文書規程45③)	振興局			○		○	所長	
	(5) 保存文書の長期借用の承認申請 (公文書規程46②)	振興局			○		○	所長	
	(6) 保存文書の返還の承認申請 (公文書規程47)	振興局			○		○	所長	
	(7) 公文書ファイル管理簿への記載	振興局			○		○	所長	

(公文書規程49①)							
(8) 保存期間が満了したときの措置の設定（公文書規程50①）	振興局			○		○	所長
(9) 保存期間が満了した公文書ファイル等の移管又は廃棄の決定及び報告（公文書規程51①②）	振興局			○		○	所長
(10) 知事に移管する公文書ファイル等の利用制限に係る意見の提出（公文書規程51⑤）	振興局			○		○	所長
(11) 公文書ファイル等の保存期間延長の決定及び報告（公文書規程52②③）	振興局			○		○	所長
(12) 公開できる刊行物等の送付（公文書規程53②③）	振興局			○		○	所長
(13) 公文書の管理状況に係る点検及び点検結果の報告（公文書規程54①）	振興局			○		○	所長
(14) 公文書の紛失又は誤廃棄の報告（公文書規程55①）	振興局			○		○	所長
(15) 公印の新調又は改刻の協議（公印規程5①）	振興局			○		○	所長
(16) 公印の登録依頼（公印規程5②）	振興局					○ ○	所長
(17) 公印の廃止の届出（公印規程5の2①）	振興局					○ ○	所長
(18) 公印取扱主任の指定（公印規程7）	振興局			○		○	所長
(19) 緊急やむを得ない場合における公印の執務時間外使用の承認（公印規程8②）	振興局			○		○	所長
(20) 公印の課外持出し使用の許可（公印規程9②）	振興局			○		○	所長
(21) 公印の事故届の	振興局	○				○	所長

提出 (公印規程10)								
(22) 使送箇所の新設 及び変更の協議	振興局			○		○	所長	

別表第 4 総務企画部の表16の項中第 1 号から第 8 号までを削り、同項第 9 号中「又は環境大臣への許可の申請の経由」, 「, 21③」及び「, 政令附則⑥VI」を削り、同号を同項第 1 号とし、同項中第10号から第12号までを削り、同項第13号中「環境大臣への届出の経由,」及び「, 政令附則⑥VII」を削り、同号を同項第 2 号とし、同項中第14号を第 3 号とし、第15号を第 4 号とし、第16号中「若しくは環境大臣への報告の経由」及び「, 政令附則⑥VIII」を削り、同号を同項第 5 号とする。

別表第 4 保健福祉環境部の表23の項事務の種類のカラム「第123号」の次に「。以下この項中「法」という。」を加え、「この項中介護保険法を「法」、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の介護保険法を「旧法」という。」を削り、同項第15号中「78の10」を「78の11」に改め、同項中第51号から第57号までを削り、第58号を第51号とし、第59号から第70号までを7号ずつ繰り上げる。

別表第 4 農林水産部の表50の項事務の種類のカラム「漁港漁場整備法(」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律(」に改め、「漁港漁場整備法を「」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律を「」に改め、「漁港漁場整備法施行令」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令」に改め、「漁港漁場整備法施行細則」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則」に改め、同項第 6 号中「38」を「38①」に改め、同項第15号中「, 漁港修築事業の施行者」を削り、「法41①③, 政令28①V」を「法67①②, 政令29①V」に改める。

別表第 4 建設部の表25の項中第39号を第41号とし、第28号から第38号までを2号ずつ繰り下げ、第27号の次に次の2号を加える。

(28) 既存の建築物の敷地と道路の関係に係る制限の緩和の承認 (政令137の12⑥)	振興局			○		○	屋久島事務所長 徳之島事務所長	
(29) 既存の建築物に係る道路内における建築の制限の緩和の承認 (政令137の12⑦)	振興局			○		○	屋久島事務所長 徳之島事務所長	

別表第 4 建設部の表32の項事務の種類のカラムを次のように改める。

32 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)の施行に関する事務 この項中建築物のエネルギー消費

性能の向上等に関する法律を「法」，建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成 28 年政令 8 号）を「政令」，建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）を「省令」という。

別表第 4 建設部の表 32 の項第 10 号中「3⑦⑧」を「3⑧⑨」に改め，同項第 11 号中「3⑨」を「3⑩」に改め，同項第 12 号中「30①，31①」を「35①，36①」に改め，同項第 13 号中「30③，31②」を「35③，36②」に改め，同項第 14 号中「32」を「37」に改め，同項第 15 号中「33」を「38」に改め，同項第 16 号中「34」を「39」に改め，同項第 17 号中「36②」を「41②」に改め，同項第 18 号中「37」を「42」に改め，同項第 19 号中「38①」を「43①」に改め，同項第 20 号を第 21 号とし，同項第 19 号の次に次の 1 号を加える。

(20) 重要文化財等に対する法の適用除外の認定（政令 6②ⅣⅤ）	振興局			○		○	屋久島事務所長 徳之島事務所長	
-----------------------------------	-----	--	--	---	--	---	--------------------	--

附 則

この訓令は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。